

全員協議会次第

令和3年4月20日
全員協議会室 9:29～

1. 開 会 (9:29)
郡司事務局長

2. 挨拶
井田議長

3. 協議事項
(1) 清掃工場跡地利用事業における埋設廃棄物の処理について

4. 報告事項
(1) 総務常任委員会
(2) 議会広報広聴常任委員会
(3) 議会運営委員会
(4) 入間東部地区事務組合

5. その他

6. 閉 会 (10:55)
小松副議長

令和3年4月20日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員 久保健二
議員 吉村美津子
議員 細田三恵
議員 落合信夫
議員 本名洋
議員 細谷光弘
議長 井田和宏

議員 鈴木淳
議員 桃園典子
議員 菊地浩二
議員 増田磨美
議員 内藤美佐子
議員 山口正史
副議長 小松伸介

欠席議員

議員 林善美

説明者

環境課長 吉田徳男
環境課幹主 小川佳一

環境課副課長 三澤孝広

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長 郡司道行

事務局書記 山田亜矢子

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） ただいまより全員協議会を開会いたします。

（午前 9時29分）

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶、お願いいたします。

○議長（井田和宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、また早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございます。全員協議会なのですけれども、恐らくこの定例で行う全員協議会、今期というのですか、最後というふうになると思います。2年間、本当に皆様のご協力をいただきながら進めさせていただきまして、ありがとうございます。この全員協議会は、今日のように執行側から説明を受ける、求める場であったり、また議員間の意見を調整したり、情報共有をしたりする場でありまして、議会としても非常に大変重要な場だというふうに考えております。次期以降さらにこの場を有効に使っていただき、本当に有効な全員協議会の場にしていただきたいというふうに思っております。

また、今日は環境課から説明があります。職員の皆様方におかれましては、簡明な分かりやすいご説明をお願いしたいと思っております。本当に春らしい天気が続いてきております。皆様方におかれましては、今後臨時会、また6月定例会でございますので、体調には十分留意をしていただいた上で議員活動、議会活動に臨んでいただきたいと思っております。本日もよろしくお願いいたします。

◎清掃工場跡地利用事業における埋設廃棄物の処理について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思っております。

進行につきましては、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移ります。

協議事項に入る前に、林議員より欠席する旨の申出がありましたので、報告をさせていただきます。それと、飲料水の持込み、飲用を許可いたしますので、併せてご承知おき願いたいと思っております。

それでは、協議事項に移りたいと思っております。協議事項の1番、清掃工場跡地利用事業における埋設廃棄物の処理についてということで説明を求めたいと思っております。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 皆様、おはようございます。本日ご参加いただきまして誠にありがとうございます。大変恐縮でございます。

それでは、早速ご案内のとおり、清掃工場跡地利用事業に係る埋設廃棄物の処分業務につきまして、このことの令和2年度の実施状況と今後令和3年度の見込みにつきましてご報告をさせていただきます。

まず、当該業務につきましては、さきの3月8日全員協議会におきまして、当初の計画量を大きく超える見込みであるという旨、報告させていただいたところでございます。令和2年度の業務につきましては、予算を繰越明許した上で、4月6日に当初予算額に達したため、一旦業務を終了しました。跡地利用事業者に

よる掘削工事も現在中止しております。ここにおきまして、令和2年度に処理し切れなかった残りの分量につきまして、予算の基礎として見込みを立てましたので、まずもってご報告をさせていただきます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。資料の右下の囲み部分、こちらを御覧いただきたいと思います。まず、令和2年度中の処分実績ですが、処分総量が4,198.9トン、このうち③と④、この1,421.7トンは、5メートル厚の表層覆土から想定外に排出されたものでございました。このことも計画変更の要因の一つになりました。なお、これらは全て令和2年度に処分済みでございます。

一方、①と②、この締めて2,777.2トン、これが当該業務の本来の目的物であった地下埋設廃棄物ですが、実際に処理することができたこの数量と、また埋設地の現状、こちらを踏まえまして、残った未処理の数量をおよそ6,000トンと見込みました。これが隣の破線の囲み、令和3年度の処分量（計画）としてお示しするものでございます。この数量は現状目視の調査によるものですが、掘削工事の履行業者と運搬処分業務の受託業者との協議により見込んだものでございます。

裏面添付の写真です。2枚目の添付の写真のとおり、現状では一部分、底地の部分まで、一番深いところまで掘削工事が進んでおります。残る埋設の部分の形状が分かりやすい状態になっておりますので、底地まで穴のあいた部分と残った部分、これを対比しまして、残りの分量が令和2年度中に処理できた実績量の2倍程度残ると、このように見込んで6,000トンという数量に決定しました。

見込み数量につきましては、さきの3月8日全員協議会でも、当時掘削工事が進行中ではありましたが、その時点での見込みということで一旦お伝えしておりました。しかしながら、現時点に至ってさらに見込みを超えてしまったということにつきまして、次にその原因についてご説明をさせていただきます。

まず、1点として、埋設の範囲、その平面積でございます。お手元資料の上段、右側の平面図を御覧いただきますと、こちらが当初の計画範囲でございました。計画範囲では31メートル四方960平方メートルの範囲を想定しておりました。これが令和2年度事業の中で掘り進めましたところ、南北に53メートルまで距離を延ばして埋設されていたことが分かりました。面積は1,800平方メートル、おおよそ当初より1.9倍まで想定範囲を超えていたこととなります。

2点目としましては、地下の埋設範囲でございます。資料上段の左側、こちらが想定断面図となりますが、このように当初はすり鉢の形状を想定しておりましたが、現実には下段の断面図のように、円錐形というよりも方形に近い形で廃棄物が広がっていることが分かりました。資料上段のとおり、当初は平面積と埋設深から廃棄物の体積を2,700立方メートルと想定しておりました。この点で実際の表面積の増加と地下の埋設範囲の増加を見越した場合、体積としては当初から2.5倍程度を見込む必要があったと考えられました。

3点目としましては、比重計算の見込み違いということが上げられます。廃棄物の見込み数量については、これは体積、立方メートルで算定されるものですが、実際の運搬と処分の実務におきましては、これを重量で計算して行われます。そのため事業計画の際には比重係数というのをを用いて、体積を重量に換算して積算しなければならないわけです。この点で本件では当初この比重を1.1として計算して、3,000トンという重量数量を想定しておりました。平成18年環境省より示されました産業廃棄物の種類ごとの換算係数というのがございます。これによりますと、焼却灰では1.26、焼却灰と土砂の混合物では1.48という係数が示されております。こうした標準係数と比較すると、本件でも最低1.3程度の比重係数を用いる必要があったと考えられました。

以上からすると、本件では想定の体積の2.5倍、また比重係数を1.3として、設計当初の数量を8,775トン程度と見込むのが妥当であったと整理いたしました。これが資料の下段、左側の断面図でお示しする計算式でございます。令和2年度に処理した数量がおよそ2,800トンですので、残りおよそ6,000トンを今年度に処理しようとするものです。事業費につきましては、第1号補正予算で措置するものでございます。

本件につきましては、さきの3月8日全員協議会で一度ご報告をさせていただいておりました。当時、現に工事と業務が進行している中で、その時点での見込みとしてお知らせいたしましたが、そのときの見込みにも結果として大きな誤りがございました。本日までの間に、このようにさらにそごが生じてしまったことにつきまして、率直におわび申し上げますとともに、以上のとおりに修正をさせていただきます。

本日は、この場をお借りできましたこと、誠にありがとうございました。また、第1号補正予算で予定する事業費につきましても、改めてご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

環境課からの報告としては以上でございます。ありがとうございました。

○議長（井田和宏君） ただいま環境課より清掃工場跡地利用事業における埋設廃棄物の処理について説明がありました。今お話があったとおり、事業費については補正予算で計上されるということで、その辺について皆様方にご配慮いただきたいと思います。

それでは、この件について質問をお受けさせていただきます。質問のある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

担当課の方はご苦労さまです。前回の全員協議会のときに、令和2年度の処分量ということで約4,100トンということで、金額が5,600万円ぐらいだろうということの説明でした。今回いただいた資料の中で、令和3年度の処分量の計画ということで、県外処分量が前の想定だと1,000トンだったのですけれども、今度は5,190トンということで、先ほどの当初1.1を想定していた比重が1.3ということで、そこも大きく変わってきますので、この辺が大幅な金額が想定されるのですけれども、その辺については、おおよそでいいのですけれども、現状の令和2年度の処分料の5,600万円に対して、大体どのくらいの、倍額とか、どのくらいを想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 恐れ入ります。ご指摘の点ですが、前回3月8日の全員協議会で私どものほうから当時の見込みとしてお伝えした処分量とボリュームと金額、そちらのほうは先ほどおわびしたとおり、それについても大きな誤りがあったということでございます。申し訳ありませんでした。現実に6,000トン、この量は今年度に処分するというところでございます。当初、令和2年度の予算額が、3,000トンに対して9,300万円でございます。したがって、その2倍の1億8,000万円、またその処分計画、それに応じては1億8,000万円から2億円までの範囲、この金額で事業設計がされると、このような予定であります。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 当初想定していたよりも倍以上の金額というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それから、もう一点なのですけれども、図面の中で、当初想定範囲ということで平面積というのがありますけれども、960平方メートルから1,800平方メートルに広がったわけなのですけれども、私が前にも質問しておりますけれども、焼却炉のところについては、測定値、調査値ではなかったのです。私は先ほどおっしゃったように焼却灰に対しては1.26の基準数ということもありますので、本来ならば焼却炉が設置されたところも調査をすべきだというふうに、前の課長のときには質問しているのですけれども、そこは調査していなかったのですけれども、そこは調査する必要はないのか。この範囲が1,800平方メートルからもっと広がるのではないかというふうに思っていますけれども、その辺の焼却灰の跡地は調査する必要がないのかどうか、一つ。それから、1,800平方メートルの……

○議長（井田和宏君） 一問一答ですので、先にその件を。

では、今の件についてよろしいでしょうか。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 計画地でありましたこちらの960平方メートル、この箇所でございます。この地に限らず、この場所に限らず、清掃工場の敷地全体につきまして、ポイントを据えて調査は行っております。やはり過去の土地の利用履歴ですとか、過去にわたるその空中写真ですとか、そうした調査の過程を経て、事前調査の過程を経て、焼却灰の処分場としてこの地に埋立てがなされていたという特定、そうしたことを経て、この地をボーリング調査、特にボーリング調査を行って、掘削計画が立てられたわけでございます。

実際に作業が進むに当たって、これ南に向かっておおよそ20メートルの距離が延伸してしまったということでございますが、現にこれはもう23メートルまで延伸したところで、廃棄物の混在、混入がその時点でもうないということは、今現状でこれ確認されております。ですので、過去焼却施設ですか、焼却施設があったその地点までは、到底それは到達していないということは、これ確認、現場、現状として確認できておりますので、その点をご心配ないかと考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この1,800平方メートルより範囲が広がることはないだろうというお答えが一つでした。それから、先ほど私がお尋ねしたのは、その焼却炉が設置されていたところの、本当ならば私は調査の場所であるというふうに捉えているのですけれども、ここはその範囲ではありませんので、もう一度その辺について、前の担当課の方は、そこは調査の範囲ではないというふうに言っていましたけれども、果たしてそれでいいのかどうか、その辺ちょっともう一度調べていただけたらと思うのですけれども、焼却炉の跡地は調査する必要がないのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の箇所につきましては、コンクリの基礎、施設、またあと排気口、排気施設のコンクリの基礎ですとか、それがかなりの深さ、5メートル程度はある、かなりの深さまで基礎が埋設されていたということ。それらはやはり建物の解体工事の中で、全て基礎は除却されておるわけござい

ます。そうした中でも、です、今般この地のように、埋立地のように、一定の目的で、埋立ての目的で
ごみが埋設されていたという事実は、これございませんでしたので、その点についてはご心配なろうかと、
このように考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これで最後にしますけれども、では埋設物はなかったということなのですけれど
も、私はそこの焼却炉の跡地については土壌汚染、そこもすごく気にしているのですけれども、その辺につ
いてはどう思っているのか、最後にお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 土壌汚染、その分析調査につきましては、土壌汚染対策法、これに基づいてや
はり行政として行うこと、これが義務づけられております。その対象の場所は、やはり今現にこれ、埋設物
を掘削して搬出しているこの当該地、この当該地に係る土壌汚染調査、土壌分析調査、このように予定と
いうか、その義務が課されております。です、それ以外の箇所につきましては、その調査を行うという、
そのようなことはございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

当初、前にもらった資料だと、埋設廃棄物の処分費は0.93億円ということで、それにさらに2億円かかる
ということよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 当時もらった資料によりますと、廃棄物の調査箇所ということで、十何か所やって
おられまして、その中心につきましては12.45メートルのボーリングをされているということで、そういっ
た中で現状と、また18番というところで、この最初の上の箇所よりも左側のほうを掘っていると思うので
すけれども、そういった中で、掘ったのにそういったことが、現実と違うということは、例えばそういうこの
調査会社に対して裁判というか、おかしいではないかというようなことはやるのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ボーリング調査ですとか、事業導入に当たっての事前調査、支援業務、そうし
た調査業務につきましては、これやはり一定の成果は得られています。ただ埋設範囲、面積の広がりですと
か、それにつきましても事前調査に当たって、その受託業者と私たち発注者で協議した上で、土地の利用履
歴ですとか、過去の空中写真ですとか、あるいは聞き取り調査だとか、そうしたことをもとに調査範囲、こ
れを決定して行っておりました。その埋設位置、想定的位置ですとか、範囲の広がりについては、その調査
を実施する時点では想定することができない事柄であったのかなと、こういうふうには理解しております。

あとは、この地下埋設の範囲につきましても、ボーリング調査、その成果は得ているものの、やはりどう

もこうした地下埋設物というのは、40年という長期間これ経年しておりますので、その経年によって、その間に水を含んだりとか、あとは密度、圧力によって沈下していくという、そうした性質があるようでございます。ですので、焼却灰など、それらが地盤の土に混ざり合いながら、いわゆる灰混じりの土砂、そういうものに化けて地下範囲を広げて、埋設範囲を広げていくと、こうした一般的にそういう性質があるようだというところでございました。

ですので、ボーリング調査で一定の土壌の砂礫の部分まで到達しておっても、その境よりも実際に廃棄物としての位置、範囲というのは広く、深く見なければならぬと。このようなヒアリングによる、そうした調査結果です、今回の。そうした見解が得られたところでございます。

いずれにしても、事前の支援業務、調査業務、それにおいてはやはり一定の調査は得られていると、このようには考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

埋設物の掘り起こしと用地土の入替え費ということで、前の資料だと600万円程度になっておりましたが、こちらに対してもどのぐらい上がるという想定は出ているのですか、それとも変わらないのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 土壌の入替え費で600万円というふうな事業導入の際には設定がございました。これ事業者負担でございました。結果として埋設の範囲、表面的にも地下堆積的にも広がれば、その埋め戻しに使う良質の、その量もやはり増加することはこれ必定ですが、ただそれにつきましては、やはりこれ事業者が行うという責めとして、そうした事業スキームとして定められておりますので、それに対して町が負担するということはございません。いずれにしても、その良質土の埋め戻し、それにかかる費用は事業者負担として、その範囲の中で行っていただくと、このようなことであろうと考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

いろいろな費用は、その水の管理道についても、当初1,500万円という話だったので、いろいろ変わっていると思うので、もし見込みとして分かるのだったら、そういったものを一旦資料として出していただければありがたいと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 管理道ということでございますけれども、こちらについては昨年のやはり全員協議会の間でもご報告したと思っておりますが、本当に当初の計画からその用地の変更がございました。隣接の農地の用地を買収するという当初の計画から、現在のその清掃工場の敷地の一部、これを利用して管理道を設けると、このように用地変更が現在行われております。その工事代金、敷地内の道路ですから、通路なのか、道路というよりも。その通路の築造の工事代金につきましては、これは6月の第2号補正予算、こちらのほうで計上を予定しております。その際にまた事前にご報告をしてご審議いただく予定でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

最初ボーリングしたときの資料で、G 1、G 2、G 3で熱灼減量ということで出ておりますけれども、これはボーリングをしていって、覆土している部分をやっていくしかない、前提で。よく分からないけれども掘ったわけです。そこは土だったのですか、土で奥のほうの下の埋設物に対しての熱灼減量という数値でよろしいのか、何だか分からないけれども、上も全部混ざってしまって、適当に業者の方がはかったのか、普通にボーリングしたら、管の中に土だったら土の層といいますか、普通出ると思うのです。それで十何か所も掘っていて、よく分からないのだけれども、そのときは何ですか、土でしたとか、悪いけれども。それで実際この処分だけで2億円以上かかって、なおかつほかの費用もまた膨大になっている中で、それですみませんでしたというようなことでもいいのかなと、私としては思うのですけれども、やはり事業をやるに当たって、課長がやっていたわけではないから何とも私も言えないのですけれども、町として責任を持ってその事に当たるというのは非常に当たり前のことではないのかなと思うのですけれども、そこら辺について、だからその調査会社に対して何か言わないのかなと、個人的に。

普通ボーリングしたら、その管の中に層ができていると思うのです。そういった中で、これは良質土なのか一般廃棄物なのかという判断ができないというか、うその報告を受けているのか、ちょっとそれは私としては分かりませんが、そういったことも見抜けないというか、そういうことをされていて、ではここに、これだけ埋まっていますよと言われても、その信憑性、そこにビニールが埋まっているのか、何が埋まっているのか分からないけれども、見ているわけではないので、写真に映ってはいますけれども、これは、では、金属とかそういうのが埋まっているのではなくて、その調査の中でも一応環境基準というのは全部クリアしているというふうな報告を受けているわけです。そういった中で何が埋まっているのですか、焼却灰がこの深さまで埋まっているので処理しなければいけないということなのか、そこら辺教えていただきたいのです。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 今ご指摘の点は重々理解いたします。事前のごみの性状の調査、熱灼減量というご指摘がございましたけれども、その調査の対象はやはり覆土より下、この網のかかっている、まさに焼却灰を中心とした埋設物ですけれども、そちらの性状分析、これを目的に行ったものでございました。一旦、ですので県の最終処分場ですが、埼玉県施設です、そちらのほうに搬入するには、その基準を満たすことができるだろうと、そうした結果も得ておりました。その表層の覆土の部分から出たごみでございませけれども、その支援業務事前調査の中では、さて、ではこれは覆土の中、覆土の性状、性質、これについて分析を行うということは、委託の仕様を含めていなかったわけなのです。

この覆土の部分については、覆土の厚みが何メートル、どの程度だったとかと、覆土の厚みはどの程度なのかと、それを測定するという、これを目的にしておいたわけです。です、その覆土に何か悪いものが混じっているかどうかという、そういった調査は目的にしていなかったということがやはり上げられると思います。

ボーリング調査についてですけれども、覆土の中から結果として1,400トンを超える廃棄物が出てきてしまったわけなのですけれども、これが一固まりとして、1か所局地的にこれが入っていたということではご

ございませんでした。やはりこの全体において満遍なくこうやって散らばっていたというふうな、そうした事実でございました。

ボーリング調査も、この対象地についてはこれ8か所、8か所のボーリング、86ミリの8か所というふうなボーリングを行ってございましたけれども、一般廃棄物のボーリング調査では、例えば何メートル置き、何メートル間隔でしなければならないとか、そういった基準はないようでございます。しかしながら、ご指摘の点で言うと、やはりもう少し、さらにこの範囲を広げて広範囲で、やはりその調査、ボーリング箇所、それについてもさらに精密な調査ができればよかったのだろうと、そのようには率直に私は考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 非常に何とも言えないのですけれども、取りあえず2億円ということで支払う、現実には減るかもしれないし増えるのか、ちょっとそれは分からないのですけれども、そういった支払先に対しては、今この運搬を請け負っている業者さんが引き続きやられるのか、その支払先についてどこの会社とか言えたら、処分会社だとか、そういったところを教えていただけたら教えていただきたいと思っております。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 町が行うべきこの運搬処分業務委託ですけれども、この委託先は、これは利用事業者である町内事業者さんです。こちらでございます。これは利用事業者が自ら掘削、掘り起こし工事を行っておると、町が行うその運搬処分、町が負担する運搬処分、この業務についても直接利用事業者である町内事業者さん、そちらのほうにこれ委託を行っております。引き続きまして、やはり同一事業者に対して、同契約によりまして事業を再開したいと、このように考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） そうなりますと、その運搬業者でなくて、石坂さんにさらに2億円払っているということですね。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 委託先がそのようなことですので、支払関係についてはそのようになります。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

補正予算に計上される内容ですので、その辺をご配慮いただきながら質問をお願いいたします。

大丈夫ですか、細谷議員。

○議員（細谷光弘君） どこに持っていくのだからよく分からないのですけれども、運搬なら運搬の専門の業者に頼めば、そっちのほうが安いとか、そういうことはないのかと思ったのですが、そういうことはないのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これは契約のその業務の仕様がございます。標準委託、業務委託約款だか何だか、約款の中で、受託業者はこれを再委託をすることができると、こういう規定がございますので、やはりその運搬業者につきましては、これは受託業者である、これ石坂さんですけれども。そこからさらにまた別

の運搬会社さん、そちらのほうに再委託を行って、2か所併用でという形で廃棄物の搬出、こちらを行って
おりました。今後もそのような予定で考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

某やはり小学校の問題なんかもありましたので、その排出量につきまして、ぜひ町のほうでしっかり確認
をして、相当な金額なので、いただきたいと思うのですが、そこら辺は業者から書類だけ上がってくればい
いというような話で済むのかなと思うのですが、そこら辺しっかりしていただくというか、その方策
みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 排出量によりましては、これは契約の約款ですとか、あるいは法令上、これは
廃棄物、これ管理票です。いわゆるマニフェストと言われるものですが、廃棄物の処分に当たっては、
そのマニフェスト、管理票が受入先の処分場からこれ発行されることとなります。日々のその排出、また個
々の排出車両ごとのマニフェスト、管理票によりその排出された量、それらが毎日毎日、日常も平素業務と
してこれ管理を行っております。その点についてはこの排出量ですとか、あるいは残りの量が幾らであるの
かと、そうしたことも、そうした根拠を持って今回見込みを立てたということでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 書類が上がってくればいいというような、それが正確に書いてあるかと、そういう
ふうに疑ってしまったら切りがないのですけれども、やはり現地に行って、週に1回でも2回でもいいのだ
けれども、確認していただいたほうがいいのかと思うのですけれども。そうでないと、先ほどのポーリン
グにしても、自分にはちょっとあまり理解できないのですが、普通にポーリングしたら普通にそういった結
果が出るので、専門業者なので当たり前かなと思うのですが、そういった間違いも起こるようなこともある
ので、ぜひ現地確認等もしていただいて、進めていただければと思うのですが。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の点について、これ廃棄物の、略語で廃掃法という法律、廃掃法の規定
では、ご指摘のとおり、私たち排出事業者はその埋立て、最終処分を委託しているその処分場、そちらのほ
うにやはり年に1度かな、年に1度その処分、実際に処分が適正に行われているのか、現地を調査しなけれ
ばいけないという、そうした規定もございます。ご指摘、そうしたことも踏まえて検討はさせていただき
たいと、このように考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

詳しい説明ありがとうございます。3月にいただいた資料の中で、令和3年度にはあと1,900トンだとい
う記述があって、それがいろいろ状況が変わって、あと6,000トン必要になったということでありま
す。3月に示されました処分量見込み表の中で、これはあくまでも見込みなのですが、県外処分
で1,000ト

ンやって、三芳町最終処分場は900トンやりますよという、そういう表の中にあっただけですが、今回は計画という形で、県内処分場では500トン、県外では5,190トン、三芳町最終処分場は300トン、町内事業所（ガラ類）は10立方メートルですか、そういう形で、これは計画でこのようにやりますということで、これできっと費用が計算されるのかなと思うのですが、一つ私がちよっとどうしても分からないのが、この根拠です。県内は500トンで、県外は5,190トンで、町内が300トンという、この数字をはじき出された根拠というのを教えていただきたい。というのは、きっと許容される容量があるのかなというふうに思うのですが、その辺について教えていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ③番の三芳町の最終処分場、こちらのほうはやはり許可容量というのがございます。最終処分場として届け出るその際に許可された埋立て容量です。そちらがございまして、現に覆土の中から1,400トンこれ出てきてしまったと、これはやはりちょっと処理困難物でございましたので、こちらのほうに一旦移設してしまっておるのです。そうするとやはり許容量が限られてまいりますので、残りの許容量が。そうしたことで予定量をこれ減じたということでございます。

県外の処分場につきましては、これはやはり処理能力というか、スピード、これが重視されます。県外処分場、こちらにつきましては、先ほど細谷議員さんからご指摘がありましたが、再委託業者によって、再委託先の運搬業者によって県外の処分場へこれ搬出されるというところですが、これは車両機材の能力の違いがございます。いわゆるフルトレーラーの連結フルトレーラーというのか、そちらの搬出能力、車両機材のそうした能力が違いますので、ちょっと事業、この業務、これ自体ちょっとやはり当初のスケジュールをはるかにこれちょっと遅延してしまっておりますので、そうしたスピード感も求められるというところで、このような配分を予定したところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

令和2年度に三芳町最終処分場には1,358トンが最終処分場に搬入されているということなのですが、前回の資料を見ましても、令和2年度の処分量で三芳町最終処分場には1,300トン持っていくという中で、今回も令和3年度は900トンとはじき出されていまして、計算が。だから今の課長が説明された、もう1,300トン入っているから、今回は許容が900トンまでは見込めないから300トンにしたという説明だったのですが、その辺がちよっと私が理解できないのですが、その辺についてもう少し詳しく教えていただきたいと思いません。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 県に届け出ておる許可容量、これを超えることはできないということです。あとやはり最終処分場、こちらは現に稼働している施設でございます。町で毎年毎年500万円の費用を投じて維持管理しておる施設ですが、これはある程度の許容量はやはり今後も確保することが望ましいのかなという、そうした考えのもとなのです。どのようなことが起こるかも分からない、どのような廃棄物、それを受け入れなければならない、そうしたことが生じる、これは分かりませんので、一定程度の許容量、それは残して確保することが望ましいのかなと、そうした点を踏まえてちょっと計画したところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。前回の資料を見比べながら、前回の処分量の1,300トンと、あとそのとき計画した、見込みではあるけれども900トンは大丈夫だろうという、その計算がやはりちょっと甘かったということは今説明されたのかなというふうに思います。もちろん許容量はちゃんと取っておかないと何があるか、大地震が起きたりして大きなものを持っていかなければいけないみたいなことにもなる可能性もありますので、それは理解はさせていただきましたので、しっかりと進めていっていただきたいと思いますが、やはりこれ以上、先ほどの吉村議員でしたでしょうか、お尋ねになった6,000トン以上には増えないのかというところをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 確かにその点は一番重要だと認識しています。さらに、再度また事業費が足りなくなるということのないように、これはやはり最優先、前提としなければならないというふうには理解しています。以前からお知らせしておりますとおり、掘削後には、その底地、底地の土壌の分析調査というのがこれ義務づけられています。他の自治体の例では、その分析結果、いろいろと雨水なので地下土壌までこれ浸透しているということで、ちょっと深いところまで汚染の数値が出るということで、その分析調査の結果によっては、ではもうちょっと掘りなさいと、こういうふうにも掘削量が増すという、そうした事例もあるようなのです。そういったところが懸念される場所なのですけれども、今般はそうした不測の事態、不足することのないようこの数量を見込んだと、そうしたつもりではおります。再度事業費が不足することは避けなければならないということは十分認識しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ご説明ありがとうございます。もろもろ疑問は尽きないのですが、一番の疑問は、この処分業務を某産業に委託して、そこが再委託、それは契約上ですから再委託できるということで、某産業が町から委託を受けてやっている事業、でもある意味当事者なのです。本当にこの廃棄物がいろいろ出てきて、深さは変わらないですけれども、容積も増えているというのは、町はどうやって、要するに相手方の言っていることをそのままのみにして、これ計上してきているのか、それともちゃんと検証ができているのかが一番疑問なところなのですが、そこはいかがなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長に申し上げます。短めに簡明に答弁をお願いします。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 承知しました。

受託者におきましても、これ現場責任者、これを設置しなければならないという定めで、現場責任者が据えられております。私たちも監督員を設置しなければならないということで、監督員を定めておると。これは私たちも、これもほぼ毎日に近い形でやはり現場には足を運んで、現状は目視しておりました。そうしたことで、私たちもそれなりにそうした管理責任、そうしたことの下に業務は進めてきた、こうしたところ

でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 一番不思議なのは、ボーリングをやっておきながら、埋設深が5メートルか10メートル、それ以上のところはちょっと別として、何で廃棄物は当初ないというふうに思っていたのが、廃棄物が1,421トンもあるよと、つまりボーリングで、要するに分らなかつたという話になっているわけですが、それはさっきちょっと気になった説明で、契約上でそこまでの検査を要求仕様としては出していなかつたからという話がちょっとありましたけれども、そのせいなのでしょう。つまり、当初のボーリングから仕様にうたっておけばちゃんと分かつていたことが、要するにそこがないから、それはネゴられてしまって、そして結果的に掘って見たらどうのこうのとなつたのか、そこがすっきりしないのです。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのとおりなのです。細谷議員さんからも指摘受けた件ですが、確かにその事前調査業務委託では、覆土中の物、性状については、これ調査の目的という仕様には含めてはいませんでした。ただその覆土の厚みをはかるということを目的にしていたというところでございます。

あと、そのボーリングの方法なのですけれども、やはりこの1,400トンのごみが1か所局所的に集中してあつたということではなく、満遍なく散らばつていたということ、8か所のボーリング、その地点でそれにたまたま当たらなかつたというふうにしか考えられないのかなということは、やはり私たちも考えておるのです。実際にそのように考えるほかないのかなと、たまたま当たらなかつた。なので、範囲も広げてより精密なボーリング、それが求められたのかなというところを反省しておるわけなのです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっと答弁にしては苦し過ぎる。そんなにうまくごみを避けて8か所も、すごいボーリング業者ですよ。今8か所たまたま当たらなかつたとおっしゃつたのですけれども、そうすると覆土から出てきた廃棄物というのは一体何なのですか、瓦礫でコンクリートのブロックだとかあつて、それが埋まつていてどうのこうのと、そこが避けられたというのだったらまだしも分かるけれども、ここの覆土から出てきた廃棄物というのは一体何なのですか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これについてはやはり建設由来とおぼしき、いわゆる産廃でした。コンクリ殻も多かつたのです、やはり。あとはタイヤですとか、建築ビニールですとか、そうしたものが多ございまして。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 最後にしますが、私やはりこれ出てきてしまつたものは、もうしょうがないと思うので、それは町の負担でというのは分かるのですけれども、ちょっとやはり一番気になるのが、某産業に委託して、某産業からの報告で、全部これ組み立てられているというのが一番気になるのです。要するに、利害関係者でなければ別に構わないです、第三者の完全な業者であれば。でもやはり利害関係者であるわけです、某産業は。そこで、特にあそこは廃棄物関係の産業です、会社です、企業です、処理する。何かそこで

本当によほどきちっと見ておかないと、どんどん、どんどん、これ膨れ上がるような気もしないでもないし、向こうのさじ加減一つで大きく変わる可能性もあるなど、そこを町としてどうやって客観性を持たせてやっていくのか、そこがずっと今までの答弁聞いていて見えてこないところなのですが。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 委託契約につきましては、これは利用事業者が自ら掘削の工事は行くと、それを搬出するに当たっても、その積み込みと運搬、それを一体的に、一体性を持って効率よく行うことができるということで、利用事業者である町内産業、そちらのほうを選定しておるわけなのです。工事の進行につきましては、これ先ほど申しましたとおり、やはり現状確認すれば、これ分かるわけです。完全にこの地山、この側面ですが、側面、これ掘り進むにつれて、完全に地山である土砂の中から廃棄物、灰等、灰の層がこれ完全に除却、なくなるまで掘り進めなければならないということ、これはやはり私たち執行側の監督責任、これにおいてそこはきめ細かに行っておる。ですので、委託業者によってこれが水増しですとか、故意に水増し、もっと言えば不正が行われるとか、そうしたことはないというふうに私ども認識しています。そのように業務を委託、執行しておる。このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思いません。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上をもちまして、清掃工場跡地利用事業における埋設廃棄物の処理についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前10時26分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開をいたします。

（午前10時27分）

◎総務常任委員会

○議長（井田和宏君） 協議事項が終わりましたので、続きまして、報告事項に移りたいと思います。

まず、初めに、総務常任委員会から報告を求めたいと思います。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 総務常任委員会から報告するべきかどうかも含めて検討したのですが、先月4月14日をもって総務常任委員会のほうが、一応委員会として最終として終わった形もあったので、その中でいろいろと2年間協議をしてきました公共施設の複合化、そして公共交通につきまして、次期委員会のほうに、公共施設の複合化については報告事項として上げさせていただき、また公共交通については、いろいろ2年間の中でコロナ禍の関係でできなかったということもあって、一応申し送り事項として上げさせていただくということが決定して、先日各委員のほうからいろいろな意見を出していただいたことを正副のほうでまとめさせていただきましたので、それもし必要であれば各会派に委員の方いると思うので、見させていただくような形を取っていただければというふうに思います。報告として、一応このような形で皆

さんにご報告させていただく時間をいただきました。

以上となります。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

ただいまの総務常任委員長の報告に対して質問がある方は、挙手にてお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、総務常任委員会からの報告は以上とさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会より報告を求めます。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 議会広報広聴常任委員会より、以前、先月、先々月でしたか、報告しました議会報告会についてですけれども、できる限りやれるように協議していたのですけれども、ここに来てまたコロナの再拡大のほう等の状況も鑑みまして、今回、この4月25日の開催については見送るということで決定いたしました。先日メールのほうでは送らせていただいたのですけれども、改めてここで正式に報告させていただきます。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいまの議会広報広聴常任委員会からの報告について、質問がある方はお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告は、以上とさせていただきます。

◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会運営委員会より報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より申し上げます。

幾つかありますので、順次説明させていただきます。まず、一般質問通告書の在り方について協議してまいりました。これにつきましては、一般質問通告書が今細かいというところで、質問の範囲というか、それを狭めてしまうのではないかというご意見と、あとは現状のままでも大丈夫ではないかという意見がありました。何度か協議をした中で、なかなか着地点が見出せなかったのですが、質問の趣旨が答弁者側に的確に伝わるように通告書を作成する。その内容につきましては、書き方等も含めて各議員の良識に委ねることになりました。なので、今までは必要以上に細かく書いてきた方がいらっしゃれば、自分のやり方でしっかりと相手に伝わるような質問の通告書を作っていただくということで、議会運営委員会のほうでは決定をいたしましたので、まずご報告いたします。

もし、この件について質問があれば受けたいと思います。

○議長（井田和宏君） 今、一般質問の通告書の在り方について報告がございました。この件について質問

がある方は、挙手にてお願いをしたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、今の一般質問の通告書の在り方については、以上とさせていただきます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） では、続けまして、報告としていたしますが、ペーパーレスシステム事業につきましては、一応予算特別委員会の審議の中では、今年度の9月定例会頃から始めたいという内容の話があったと思います。それにつきまして、今後議会としてもどうやって進めていくのかということを検討しなければいけないということなのですが、執行部側のいろいろ人事異動等もありましたので、4月中でそれを進めることがちょっと難しいということになりました。なので、5月入ってからペーパーレスに関して、例えば議員がタブレットですとか使うシステムにつきましては、執行部と協議するに当たって、現状の今の議会運営委員会が5月の臨時会で変わるということになりますので、その新しい委員会のほうで進めていただくということで、そのときの議長の判断もあろうかと思いますがけれども、取りあえず今は進めることができないということになりましたので、現議会運営委員会では協議は終了ということになりました。これが1点。

2点目ですけれども、委員会条例に関わる押印廃止につきましてです。こちらに関しましては、これも協議を進めてまいりました。委員会条例の会議録、議事録につきまして、今は署名、または記名・押印となっています。この押印をなくすかどうかということで協議を進めてまいりましたけれども、関係する法令等も含めて、今後もっとさらに協議することが必要ということになりました。そこに至るまでには、署名を残す、記名があれば押印はなくてもいい、いろいろあったのですが、ただやり方によっては選択肢を狭めてしまうですとか、例えば署名をするのであれば押印がどうのこうのという話になってこない、押印を廃止する意味がなくなってしまうのではないかとということで、もう少し協議をする必要があるということになりましたので、これももうすぐ任期を迎えますので、結論としては見送る、委員会条例の改正は見送るということになりました。これが2点目です。

3点目のオンライン会議のガイドラインにつきまして、委員会条例でオンライン会議、委員会ができるようにしましたけれども、必要に応じてガイドラインを作成するということになりましたが、こちらにつきましては今後委員会でオンライン委員会、または協議会等をやっていただく中でガイドラインを作成していくべきだということになりましたので、今の時点ではガイドラインの作成というのはできないということになりましたので、こちらも見送るということになりました。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。今3点について、ペーパーレスシステム事業、委員会条例に関わる押印廃止、オンライン会議のガイドラインについて報告がございました。今の報告に対して質問がある方は挙手にてお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎入間東部地区事務組合

○議長（井田和宏君） 続きまして、入間東部地区事務組合から報告を求めます。

久保議員。

○入間東部地区事務組合議会議員（久保健二君） 私のほうから、3月17日なのですけれども、入間東部地区事務組合のほうの議会のほうが開催されましたので、そちらのほうのご報告をさせていただければと思います。

主に、今手元にこちらの一部事務組合議会のほうで配布されました概要のほう、予算概要のほうを皆さんのお手元にお配りさせていただきました。一番これが分かりやすいかなということで、こちら用意させていただいたのですが、令和3年度予算の歳入歳出の総額ですけれども、こちら記載ありますように、41億397万3,000円となっております。令和2年度と比較しますと4億8,447万8,000円の減となっております。こちら確認しましたところ、主な要因といたしましては、富士見市にできました東分署が完成したことによる減が大きいということで、あとこの概要のほうを御覧になっていただければ分かるのですが、細かく増額したもの、また減額したものが記載されておりますので、後から確認のほうしていただければというふうに思います。

また、三芳町の負担金ですけれども、三芳町のほうも減額したことによって負担分も減となっております。こちら歳入予算の主な特徴、2番のほうに書かれておりますように、前年度比として1億7,486万1,000円の減となっております。三芳町の負担分も3,394万1,000円の減となっております。こちら東分署の建設が終了したこと、あと旧富士見分署の跡地の売払いなどにより減額となっているということでございました。

こちらいろいろと、最終ページですか、6ページのほうに構成市町の負担金の明細というのが載っておりますので、こちらのほう御覧になっていただければなというふうに思います。

また、あともう一つご報告といたしまして、3月17日の一部事務組合議会が終わった後に、この東消防署富士見分署の新庁舎の落成式に、一部事務組合議員として5名で出席、参加してまいりました。中の施設のほうをみんなで見せていただいたのですけれども、備品とか、一部まだ施設内に入っていないものもあったのですけれども、このような施設の中で、消防署の方たちでこれからいろいろと日々体を鍛え上げられて、地域のために活躍していただけるのだなという思いの中で見せていただいたのですが、すばらしい施設で、また機会あれば気にして、浦和・所沢バイパス沿いに建設されておりますので、御覧になっていただければなというふうに思います。

私からの報告は以上とさせていただきます。

○議長（井田和宏君） ただいま入間東部地区事務組合について報告がございました。今の報告に対して質問がある方は、挙手にてお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で入間東部地区事務組合からの報告を閉じさせていただきます。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

◎その他

○議長（井田和宏君） その他に移りたいと思います。

その他、皆さんのほうからございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

私のほうから何点かございまして、1点目なのですが、今この場で結論を出したり、決めていただいたりするものではないのですが、今総務常任委員会から報告がございました。総務常任委員会のほうでは、この2年間で公共施設の複合化について協議をしていただいたのですけれども、これについては課題等を整理した中で、次期の委員会に引き継ぐという、申し送るということだったのですが、議会として今後どのように取り組んでいくのか、今後所管をまたぐ場合もございますし、そういった中で、今はそれぞれの常任委員会の中で、所管の範囲内で協議を進めていただいたのですが、今後議会として、どのようにこの藤久保地域拠点に対して議会内で協議を進めていくのかということについて、少し考えていただきたいということで、今本当にこの場で決めたり、何か皆さんからご意見をいただくことではないのですけれども、次期体制になったときの参考にというか、次期体制になったときにスムーズに進められるようにしていただきたいということがあります。

今言ったとおり、このことについては次期の新しい体制になって決めて進めていくことなので、今とやかくどうこう言うことではないのですけれども、少し会派等に持ち帰っていただいて考えていただければと思います。これが私のまず1点目でございます。

何か今の点についてございますでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今の考えは議長の考えなのか、それとも執行部のほうと相談してのことなのか、お伺いします。

○議長（井田和宏君） 執行部の考えではございません。総務常任委員会の中でもそういった話もございましたし、それを受けて私の判断で今こういった話をさせていただきました。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今のお話の経緯、私もそれは分かっておりまして、藤久保拠点だけについてちょっと考えておくのか、それとも今後公共施設マネジメント基本計画、新しくできたのを見ると、小学校の統廃合とか公共施設の複合化という意味では多岐にわたっておりますが、そういったところまで考えていくのか、それはどちらで考えればよろしいですか。

○議長（井田和宏君） この話のきっかけになったのが、総務常任委員会の所管だけでは所管を超えてしまうこともあって、協議をしていく中ではやはり壁があるというか、所管の壁があるということのお話がありましたので、やはりここは全体として考えていく中では、まずは藤久保地域拠点だと私は思っていますので、藤久保地域拠点のことについて、次期の体制の中でどうやって考えていくのかということが第一だというふうに考えていますけれども。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

総務常任委員会のほうで、先日の委員会の中で、今議長のほうからお話があった話を協議させていただいたのですが、委員会の中では、今日、今議長のほうからこのようなご報告をいただきましたが、この後委員会の構成や、またあと正副議長、委員長というのが、この5月に入ってから決められると思いますので、それまでに会派の中で、一応今議長からお話あったことを協議していただいて、次期委員会、また次期議長にどのような形で進めていくのが、より議会としてもふさわしいのかというのを協議した上で、この後、その藤久保地域拠点というか、公共施設の複合化ですか、について話し合うということで、一応委員会としてはまとまったような気がしたので、次の議長、また委員会に間に合うような形で会派のほうで協議を進めていただければいいのかなというふうに思います。

補足として、すみません。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。今の件について、ほかに何かございますか。よりスムーズに次期に向けて話が移行できればいいのかなということもありますので、会派の中でちょっと皆さんで協議をしていただきたいというふうに思います。

ほかにございますか、今の件。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので。

では、2点目については、これは県に対する予算の要望が、ここ2年間三芳町議会から県に対して要望を出させていただいております。内容というのが、県道の、要は、そこのイムスから藤久保交差点に向かっていった県道の歩道の整備ということで、ここ2年間県に対して予算の要望をしてきております。今回も県に対する要望ということで、共通要望と個別要望ということで、あるようであれば各議会から出してくれということで、県の議長会から依頼が来ておまして、提出の締切り期限が6月25日だったと思いますので、ここで、これも今どうこうという話ではございませんし、今後三芳町議会として県に対して個別要望、共通要望を出すのか出さないのかということも含めて、会派のほうで少し協議を進めていただければというふうに思います。これも次期体制の中でまた改めて協議を進めることだというふうに思いますけれども、その前段階として共通要望、個別要望、出すものがあるのかどうか、出すことも含めて、出すものがあるのかないのか考えていただきたいというふうに思います。

今の件についてよろしいでしょうか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

すみません、1点だけ確認させて、これは毎回もしかしたら確認をさせていただいていることなのかもしれませんが、今議長のほうからお話があったように、共通要望とか個別要望という形で県のほうに上げさせていただいて、それがイムス前の県道の歩道整備というような形で上げてきているのかなと思うのですが、いまだに歩道整備のほうが実際行われていないような状況ですけれども、これ県からの、要望を上げさせまして、それに対しての回答というのはどのような形でもらっているのか、またもらっていないのかということと、議会のほうにその報告というのはどのような形で上げていただけるのかということを確認させていただければというふうに思います。

○議長（井田和宏君）　ここ2年間県道の歩道の未設置箇所の早期整備についてということで、三芳町議会から県に対して要望を上げさせていただいて、毎回このような冊子でまとまってきておりまして、毎回県から回答が来ております。回答については……読み上げたほうがいいですか、今、大丈夫、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　回答が来ておりまして、要は、実施について検討してまいりたいということなのですけれども、そういったことで回答が来ておりまして、2年間続けて同じような回答だったというふうに思います。だから、この件について県からはこういった回答が来ております。

ほかにございますか、この件についてですけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　よろしいですか。そうしたら、この件についても会派で協議をしていただきたいというふうに思います。

あと、今後の予定ですけれども、5月12日に臨時会があります。議案の配付が7日でございます。6月の定例会は6月1日からということになっておりますので、今後の予定についてはそのような感じですかね。

通告は5月20、21日で、議会運営委員会が25日、そういう形になると思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　25日です。12日は臨時会ですけれども、臨時会の議運は当日の朝ということになっておりますので、9時からです。

もう一回改めて申し上げますと、臨時会が5月12日、その臨時会の議案送付が7日、6月の定例会が6月1日、一般質問の通告の受け付けが5月20、21日、議会運営委員会が25日というスケジュールになるかと思えます。

そうしたら、その他として私のほうからは以上となりますが、皆さんのほうでございませうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君）　菊地です。

令和3年度分の互助会費はどうなるのですか。

○議長（井田和宏君）　暫時休憩します。

（午前10時51分）

○議長（井田和宏君）　それでは、再開をいたします。

（午前10時53分）

○議長（井田和宏君）　今、互助会費の徴収についてご意見がございました。令和2年度についてはほぼ支出、2,000円程度の支出がありましたけれども、それ以外は繰越し、六十数万円が繰越しとなっておりますので、規約等に問題がなければ、令和3年度については回収をせず、その繰越しを使わせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君）　それでは、今その他でございました件、今の互助会費の徴収についての件を含めて

以上とさせていただきます。

ほかに皆様からございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、その後も閉じさせていただきます。

それでは、全て協議事項、報告事項、その他終了させていただきますので、マイクを事務局にお返しをしたいと思います。

◎閉会の宣告

○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

事務局から1点だけ。昨日健康増進課のほうから情報提供としまして、新型コロナウイルスワクチン、65歳以上の接種体制スケジュールについてということでメールにて送らせていただきましたので、ご確認のほうよろしくお願いいたします。

大変お疲れさまでした。閉会につきましては、小松副議長、よろしくお願いいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、本日は全員協議会ということで、早朝より大変ありがとうございました。本当に春らしい気候になってまいりましたけれども、まだまだ気温の差が激しいところもありますので、どうか皆様体調にお気をつけて過ごしていただければと思います。

本日は大変にお疲れさまでした。

（午前10時55分）